

仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例説明会 質問及び回答

質問（要約）	回答
住民説明の範囲を教えてください。	施設の規模や設置場所の地域特性等に応じ、説明すべき周辺地域、関係者の範囲は異なることが想定されますので、具体の事業計画ごとにご相談いただきますようお願いいたします。
設置規制区域の確認方法は。	区域ごとに確認方法が異なります。手引書 P.20 に記載の方法によりインターネット上などで確認いただくか、区域の境界など詳細については、各担当部署へ直接ご確認をお願いいたします。
廃止についての規定があるが、仙台市は廃止後の確認はしないという理解で良いか。	廃止工事前に提出いただく廃止届の記載内容に基づき、適正処理をしていただくことが前提ではありますが、必要に応じて現地確認を行う場合も想定されます。
既存施設を所有している。これまで経産省や宮城県にも手続をしてきたが、今回仙台市にも手続をしないといけないということか。	設置規制区域内の既存施設については、令和 5 年 10 月 1 日までに市へ既存事業概要の届出をしていただく必要があります。 位置図などの添付書類については、国や県への届出時と同様のものを使用していただくことが可能です。 また、令和 5 年 10 月 1 日以降の既存施設共通の手続としては、事業計画変更時・地位承継時・事業廃止時における手続があります。
50kW 未満の設置規制区域内の既存施設の場合、提出書類はないということで良いか。	出力 50kW 以上を対象としている宮城県条例とは異なり、本市条例においては、設置規制区域内の既存施設で 20kW 以上の場合（屋根置きや屋上に設置する場合を除く）は、令和 5 年 10 月 1 日までに市へ既存事業概要の届出をしていただく必要があります。
維持管理等計画について、看板に記載し公表しているが、仙台市は確認指導を行うのか。	必要に応じて確認指導をしていく予定です。
パネルは屋上に設置しており、集電箱・PCS・受変電設備などの関連付帯設備は地上に設置しているが、条例の対象外か。	本条例の対象外です。
説明会（説明資料 40）では、設置規制区域外の既存施設であれば、届出は不要と説明されていたので、今回は提出する書類は無いと考えて良いか。	お見込みのとおりです。

<p>また、今後必要となってくるのは、事業計画変更時・地位承継時・事業を廃止する時と考えて良いか。</p>	
<p>手引書の P.59 の維持管理等に係る必要事項整理表では、設置規制区域外の既存施設については、維持管理等計画の作成・公表に努めてくださいと記載があるが、提出書類は無いが公表はしなければいけないということか。</p>	<p>設置規制区域外の既存施設については、市への既存事業概要の届出は不要ですが、維持管理等計画の作成・公表については努力義務として規定しておりますので、作成・公表に努めていただきますようお願いいたします。</p>
<p>公表に関しては FIT 制度により設置している標識があるが、これで公表したことにはならないのか。ならない場合、説明会（説明資料 30）で公表は施設設置場所への掲示かホームページで行うよう説明されていたので、維持管理等計画書（公表用）をホームページに載せることで公表していることになるか。</p>	<p>再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT 制度）により、既に標識を設置済み、かつ施設設置場所へ掲示する方式で公表を行う場合は、標識の内容に「月次点検の時期、内容及び方法」「年次点検の時期、内容及び方法」を加えることで、本市条例における公表とみなすことが可能です。</p> <p>事業者ホームページにて公表する場合は、維持管理等計画全体を公表してください。維持管理等計画書（別紙 3）様式を使用いただくと、必要項目が網羅されます。</p>
<p>設置規制区域内の既存施設における必要な手続に関して、手続は「発電事業者」が行うという認識で良いか。（代理で設備認定申請、また設置工事を行った者が行う手続ではないということか。） 発電事業者の代理(委任状添付等)で手続を代行することは可能か。</p>	<p>発電事業者が行う手続としております。 委任状等により代理で行うことも可能です。</p>
<p>手続が必要となる既存施設（＝設置規制区域内の既存施設）に該当する発電事業者には、仙台市から条例に関する案内が送られてくるのか。</p>	<p>資源エネルギー庁ホームページ「事業計画認定情報 公表用ウェブサイト 2023 年 5 月 31 日時点」にて公表されている認定情報のうち、発電設備の代表所在地が仙台市内である事業者様あてには、7 月に本条例のご案内を送付しております。</p> <p>まずは事業者様自身で設置規制区域内外の確認をしていただくことを前提としておりますが、当課において規制区域内と確認できた施設については、今後個別に対応していくことを検討中です。</p>
<p>施設掲示により維持管理等計画を公表する場合、サイズに関しての規定はあるのか。</p>	<p>規定はありませんが、A4 サイズ程度は確保していただくようお願いいたします。また、風雨に耐えうる形式での掲示をお願いいたします。</p>
<p>既存施設の維持管理等計画の公表は、令和 5 年 10</p>	<p>令和 5 年 10 月 1 日までに行っていただくようお願い</p>

<p>月1日までに行わなければならないのか。</p>	<p>願います。</p>
<p>維持管理等計画の公表の看板を設置した後に、設置確認の報告は必要か。</p>	<p>報告までは求めておりません。</p>
<p>設置規制区域外の既存施設の維持管理等計画の公表に関しては、R5年10月1日以降、事業計画変更時、若しくは地位継承時に、変更手続と併せて、FIT制度による標識に今回の条例で公表が必要な情報を追加することで良いか。</p> <p>また、具体的にどんな項目を追加すれば良いか。標識への追加書式のひな型があれば教えてほしい。</p>	<p>設置規制区域外の既存施設については、令和5年10月1日までに維持管理等計画を公表することを努力義務として規定しておりますので、事業計画変更時等ではなく、現時点で公表に努めていただきますようお願いいたします。</p> <p>また、FIT制度により、既に標識を設置済み、かつ施設設置場所へ掲示する方式で公表を行う場合は、標識の内容に「月次点検の時期、内容及び方法」「年次点検の時期、内容及び方法」を加えることで、本市条例における公表とみなすことが可能です。ひな型については、維持管理等計画書（公表用）参考様式を参考にしてください。</p>